

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

立命館大学学友会中央委員会運営細則

第一章 総則

（趣旨）

第1条 中央委員会の運営は、この細則の定めるところによる。

（議決権）

第2条 中央委員会における議決権は、中央委員会を構成する団体（以下、「中央パート団体」という。）の代表者、副代表者若しくは会計担当者又はこれらの者の代行（代表者、副代表者若しくは会計担当者からその職権につき包括的な代理権の授与を受けた者をいう。）が行使することができる。

- ② 中央委員会における議決権の委任は、これを認めない。
- ③ 中央委員会における議決権は、中央パートから出席した者の数にかかわらず、各中央パート団体につき1個とする。

第二章 招集手続

（招集事項の決定）

第3条 常任委員長は、中央委員会を招集するときは、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中央委員会の日時
- 二 中央委員会の場所（中央委員会を遠隔会議方式（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって会議を行う方式を言う。以下同じ。）で行う場合は、その旨）
- 三 中央委員会の議題

（招集手続）

第4条 中央委員会を招集するには、常任委員長は、次の各号に掲げる事項を、当該各号の定める時までには公示するとともに、中央パート団体に対し通知しなければならない。

- 一 前条第3号に掲げる事項 中央委員会の日から起算して3日前
 - 二 それ以外の事項 中央委員会の日の1週間前
- ② 中央委員会を遠隔会議方式で行うときは、前条各号に掲げる事項に

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

加えて、遠隔会議方式に参加するときに必要な情報を中央パート団体に対して通知するとともに、期間を定めて傍聴者を募る旨公示し、傍聴を希望する者に対し、当該情報を開示しなければならない。

- ③ 前項の期間は3日を下回ることができない。
- ④ 特定の議題又は議案の審議を直ちに行うべき緊急の必要性があるときは、本条を適用しない。
- ⑤ 前項の場合において、当該議案が可決されたときは、当該議案を決議した中央委員会に出席しなかった中央パート団体は、当該決議の日から1週間以内に当該決議に異議を申し立てることができる。この場合において、当該議案の議決時に反対の意思表示をした者と異議を申し立てた者の合計が総中央パート団体数の半数以上であるときは、当該決議は決議の時に遡って効力を失う。

第三章 議題及び議案の提出

（議題の提出）

第5条 中央パート団体は、常任委員会に対し、一定の事項を中央委員会の議題とすることを請求することができる。このとき、当該議題に係る議案を同時に提出しなければならない。

- ② 前項の請求は、中央委員会の日の2週間前までに、書面又は電磁的記録でなければならない。但し、常任委員会が中央委員会の日の2週間前以降に議題とすることを請求された議題を当該中央委員会の議題とすることを妨げない。
- ③ 第1項の請求は、中央パート団体の議決機関又は執行機関における議決を経ていることを要しない。但し、当該中央パート団体の規約その他の細則に別段の定めがあるとき、又は常任委員会が別段の定めをしたときはこの限りでない。
- ④ 本条の規定は議案の提出について準用する。

（一事不再議）

第6条 同一年度内において既に議決を経た議案と同一の議案は、これを提出することができない。但し、以前に議決を経た時から事情が変更した等の特段の事情があるときは、この限りでない。

- ② 前項但書の場合は、議案提出者は常任委員会及び中央委員会においてその旨を疎明しなければならない。

（議題及び議案の上程決議における反対意見の付記）

第7条 前条の請求に基づき中央委員会に議題又は議案を上程する旨常任委員会が決議した場合において、常任委員会の議決において反対する者があったときは、当該反対する者は、中央委員会に議題又

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

は議案と共に意見を付すことができる。

第四章 議事

（説明義務）

第8条 議案を提出した者は、中央委員会において当該議案に関する特定の事項につき質問を受けたときは、当該事項について必要な説明をしなければならない。但し、説明をすることにより学友会若しくは他の者の利益を著しく害する場合、質問内容が当該中央委員会においてそれ以前になされた質問と実質的に同一である場合、又は質問の趣旨若しくは意図が不明である場合は、応答を拒否することができる。

（オブザーバーの発言）

第9条 オブザーバーは、出席している中央パート団体の過半数が認めた場合に限り発言することができる。但し、次の各号に掲げる者の発言はこの限りでない。

- 一 中央事務局財務部長、調査企画部長又は特別事業部長
- 二 新歓実行委員長、学園祭実行委員長その他中央委員会の委任を受けてその職務を執行する委員会の代表者

（議題又は議案の取下げ）

第10条 議題又は議案を提出した者は、議決前に限り当該議題又は議案を取り下げることができる。

- ② 既に議事を経た議題又は議案は、中央委員会の過半数の同意を得なければ、これを取り下げることができない。但し、議題提出者の提出した議案のほかに当該議題に係る議案が提出されている場合は、加えて当該議案提出者の同意を得なければならない。
- ③ 取り下げられた議題又は議案は、常任委員会への請求の時に遡ってその効力を失う。

（続行決議）

第11条 中央委員会に提出された議案全てを会期内に決議できないと思料するときは、常任委員長の発議により、続行決議をすることができる。この場合において、当該続行決議をした中央委員会の次回の中央委員会については第4条を適用しない。但し、次回の中央委員会において新たに議題を追加するときはこの限りでない。

（議事録）

第12条 中央委員会の議事については、遅滞なく議事録を作成し、常任委員会がこれを備え置かなければならない。

- ② 議事録は中央パート団体の代表者、副代表者若しくは会計担当者が

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

閲覧できるようにしなければならない。

- ③ 備え置いた議事録につき、学友会員が閲覧を請求したときは、常任委員長は正当な理由なくこれを拒むことができない。

第五章 議決

（棄権）

第13条 出席中央パート団体が決議において棄権の意思表示をし、又はその意思を明らかにしないときは、賛成の意思表示をしたものとみなす。

（反対の際の理由説明）

第14条 議案に反対する意思表示をした者は、反対理由を説明しなければならない。この場合において反対理由を説明しないときは、当該議案に賛成の意思表示をしたものとみなす。

第六章 決議の取消し

（公定力）

第15条 中央委員会決議は、本章の定めるところにより取り消されない限り、有効なものとみなす。

（中央委員会決議の取消し）

第16条 中央パート団体は、中央委員会の招集手続又は決議の方法が学友会則又はこの細則違反し、若しくは著しく不公正なとき、又は決議の内容が学友会則その他の細則に違反するときは、中央委員会に対し、当該中央委員会決議を取り消すことを請求する議案（以下、「取消議案」という。）を提出することができる。

- ② 前項の請求に理由があるときは、中央委員会は当該決議を、決議で取り消さなければならない。
- ③ 前項に定める場合であっても、違反事実が重大でなく、かつ決議に影響を及ぼさないものであるときは、これを取り消さないことができる。
- ④ 第1項の請求は、当該決議のあった中央委員会に出席していた中央パート団体は当該決議から1週間以内に、それ以外の中央パート団体は当該決議の時から1箇月以内に限りすることができる。
- ⑤ 本条の規定により取り消された中央委員会決議は、決議の時に遡ってその効力を失う。

（取消議案に関する特則）

第17条 取消議案を受け取った常任委員会は、次の各号に掲げるときを除き、これを中央委員会に上程しなければならない。但し、上程に

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

際し意見を付すことを妨げない。

- 一 取消議案の提出の際に提出した書面に、前条の定める取消原因及び取消原因を基礎づける事実関係その他議案書に記載すべき事項を欠いているとき。
- 二 請求期間を徒過しているとき。
- 三 既に決議を経た原因に基づく取消しを請求するものであるとき。

第七章 役員を選出

（本章の趣旨）

第18条 学友会則第11条の中央委員会役員選挙については、本章の定めるところによる。

（選挙事務の執行）

第19条 中央委員会役員選挙の事務は、特段の定めがあるときを除き、学友会選挙管理委員会がこれを執行する。

- ② 学友会選挙管理委員会は、全学自治会選挙管理委員長及び全学自治会選挙管理委員会副委員長で構成する。
- ③ 学友会選挙管理委員長は全学自治会選挙管理委員長が務める。

（中央委員会役員の資格）

第20条 中央委員会役員は、学友会員に限り就任することができる。

（選挙前に定めるべき事項）

第21条 学友会選挙管理委員会は、選挙に先立って次の各号に掲げる事項を定め、立候補届出期間の初日の2週間前までにこれを公示しなければならない。

- 一 選出すべき役員
 - 二 立候補届出期間（但し、3日を下回ることはできない。）
 - 三 立候補の方法
 - 四 投開票日（但し、開票日は投票日から3日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を算入しない。）でなければならない。）
 - 五 疑義申立期間（但し、開票日から3日を下回り、又は2週間を超えることはできない。）
- ② 立候補者がいないその他やむを得ない事情のあるときは、学友会選挙管理委員長は第1項各号に定める事項を変更することができる。但し、変更した事項は、投票開始日の2週間前までにこれを公示しなければならない。

（所信表明の公示）

第22条 前条において所信表明を提出することができる旨定めた場合にお

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

いて、所信表明の提出があったときは、学友会選挙管理委員会はこれを公示しなければならない。

- ② 所信表明は、他人等の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等所信表明としての品位を損なう場合を除き、原文のまま掲示しなければならない。

（結果の公示）

第23条 学友会選挙管理委員会は開票後速やかに、選挙結果を公示しなければならない。

（疑義申立て）

第24条 選挙に選挙細則違反があると思料するときは、学友会員は学友会選挙管理委員会に対し疑義を申し立てることができる。

- ② 疑義の申立てがあったときは、申立ての日から2週間以内に中央委員会で審議しなければならない。
- ③ 疑義の申立てを受けた中央委員会が選挙に選挙細則違反がある旨決議した場合において、当該選挙に当選者があるときは、当該当選は無効となる。
- ④ 中央委員会は、選挙に選挙細則違反があると思料するときでも、選挙細則違反の程度が重大でなく、かつ選挙結果に影響を及ぼさないと思料するときは、申立てを棄却することができる。
- ⑤ 疑義の申立てにより選挙が無効となったときは、学友会選挙管理委員会は速やかに再び選挙を行わなければならない。

（選挙の方式）

第25条 選挙の方式は、記名投票又はこれに準ずる方式として学友会選挙管理委員会の定めるところによる。

- ② 立候補者が複数ある場合は、出席した中央パート団体の過半数の得票を得た者を当選者とする。
- ③ 立候補者が複数ある場合において、出席した中央パート団体の過半数の得票を得た者がいないときは、得票数の最も多い者と2番目に多い者につき再度投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。
- ④ 立候補者が一人であるときは、出席した中央パート団体の過半数の得票を得たとき、当選者とする。

（選挙を行わない決議）

第26条 中央委員会役員選挙への立候補者がいない場合において、相当と認めるときは、中央委員会の決議により、当該立候補者のない役員選挙を行わないことができる。但し、常任委員長及び中央事務

承認 第1回中央常任委員会（2021年1月28日）

承認 第1回中央委員会（2021年2月12日）

局長の選挙はこの限りでない。

（本章に定めのない事項）

第27条 本章に定めのない選挙に関する事項については、学友会選挙管理委員会の定めるところによる。

第八章 役員解任

（中央委員会役員解任）

第28条 中央パート団体は、新たに選任すべき者を指名し、中央委員会役員を解任する議案（以下、「解任議案」という。）を、書面で提出することができる。

（中央委員会役員解任議案に係る特則）

第29条 解任議案を受け取った常任委員会は、解任議案がこの細則に定める要式等を欠いているときを除き、これを中央委員会に上程しなければならない。但し、上程に際し意見を付すことを妨げない。